

2023年12月10日

～毎月10日は人権を考える日～ 戦時下で私たちができること

2022年2月24日に開始されたロシアの軍事侵攻はウクライナ各地に深刻な人道上の被害をもたらしています。そして今日、収束の兆しは見えない状況が続いています。ウクライナ各地の学校や病院を含む民生インフラへの攻撃や、拷問を受けた一般市民の死亡などの人道上の被害の報道を多くの方が目にされたことでしょうか。民間人及び民生インフラの被害は、国際人道法及び国際人権法の観点から看過し得ない事態であります。今年5月のG7サミットでは、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を、改めて可能な限り最も強い言葉で非難し、必要とされる限りの揺るぎないウクライナへの支援を再確認するといった首脳声明が発表されました。

国際人道法とは

国際人道法は、武力紛争の際に適用される原則や規則を網羅したものです。戦争状態にあっても人道を基本原則として掲げ、紛争当事者の行為を規制しています。文民、負傷者や病人、戦争捕虜のような人々の保護について規定し、また軍事作戦を行う際の手段や方法を規制しています。例えば、軍事力の一部分であるとは普通考えられない一般市民（女性や子ども、お年寄り、病人、負傷者）、あるいは病院や宗教施設、文化施設や普通の民家、また、敵兵であっても降伏していたり、沈没した船から脱出し救助を求めたりしている人は、攻撃目標としてはならないことになっています。

また、武力行使の際に使っても良い兵器と、使ってはいけない兵器を区別しています。化学兵器や生物兵器などは使ってはいけない兵器とされています。

ウクライナに限らず世界各地で重大な人道危機が毎日のように報道されています。戦争は最大の人権侵害です。武力によらず平和的に紛争を解決する世界であってほしいです。

私たちが日本でできること

SNSでは、日本で生活をするロシアやウクライナの人々に対する誹謗中傷などの差別的言動が見られます。特定の国籍、人種、民族で人々を排斥しようとする不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）は、決してあってはならない人権侵害行為です。国際平和を求めて、軍事侵攻に対して抗議の意を示すこととは全く別物です。

不安や怒りを差別や偏見につなげるのではなく、国籍などを理由とした不当な差別的言動はやめましょう。